

京都市消防局訓令乙第3号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局公舎規程を次のように定める。

平成21年3月5日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

京都市消防局公舎規程

(種別等)

第1条 京都市公舎管理規則（以下「規則」という。）に定める公舎として、京都市公舎管理規程（以下「規程」という。）第2条の規定により消防局長が管理事務を行う公舎（以下「消防局公舎」という。）の種別、名称及び数は、別表のとおりとする。

(補則)

第2条 この訓令に定めるもののほか、消防局公舎に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

種 別	名 称	数
職 員 公 舎	本部指揮者公舎	1
	北，上京，左京，中京，東山，山科，下京，南，右京，西京及び伏見消防署長公舎	各 1
	醍醐消防分署長公舎	1
	深草消防職員待機宿舎管理人室	1
職 員 寮	元町，深草，西ノ京，竹田，太秦及び御室消防職員待機宿舎	各 1

（消防局総務部施設課）